

第1章 日本とアメリカのNPO比較

アメリカが社会貢献の先進国と呼ばれる理由としては、NPOの数や規模、寄付金額が圧倒的に多いことや、また、NPOの社会的なステータスが企業と同等に高いということが挙げられる。その象徴的な例として、アメリカの就職人気ランキングを挙げることができるだろう。国際コンサルティング会社Universumによる2013年アメリカ大学生の文系就職先の人気ランキングでは、図表1のとおり、トップ20に3つのNPOが入っている（なお、教育NPOのTeach For Americaは、2010年の同ランキングでは1位であった）。現在の日本では想像できないことであるが、この事実はアメリカにおいてNPOが就職先の選択肢として定着していることを示している。

図表1 2013アメリカ大学生の文系就職先の人気ランキング（★印がNPO）

Ranking	Company	Ranking	Company
1位	Walt Disney Company	11位	American Cancer Society ★
2位	United Nations	12位	Nike
3位	U.S. Department of State	13位	Facebook
4位	Google	14位	National Institutes of Health
5位	Teach for America ★	15位	EPA
6位	FBI	16位	Starbucks
7位	Peace Corps	17位	H&M
8位	Apple	18位	Microsoft
9位	National Security Agency (NSA)	19位	Mayo Clinic ★
10位	NBCUniversal	20位	Target

なぜ、アメリカではNPOの社会的地位が高いのか。各団体概要のレポートを読めば、数字に表れないアメリカの個々のNPOの魅力や先進性をうかがい知ることができると思うが、ここでは全体的なNPO事情の違いを押さえるためにも、データを示しながら日米のNPOの規模や制度を簡単に比較してみたい。

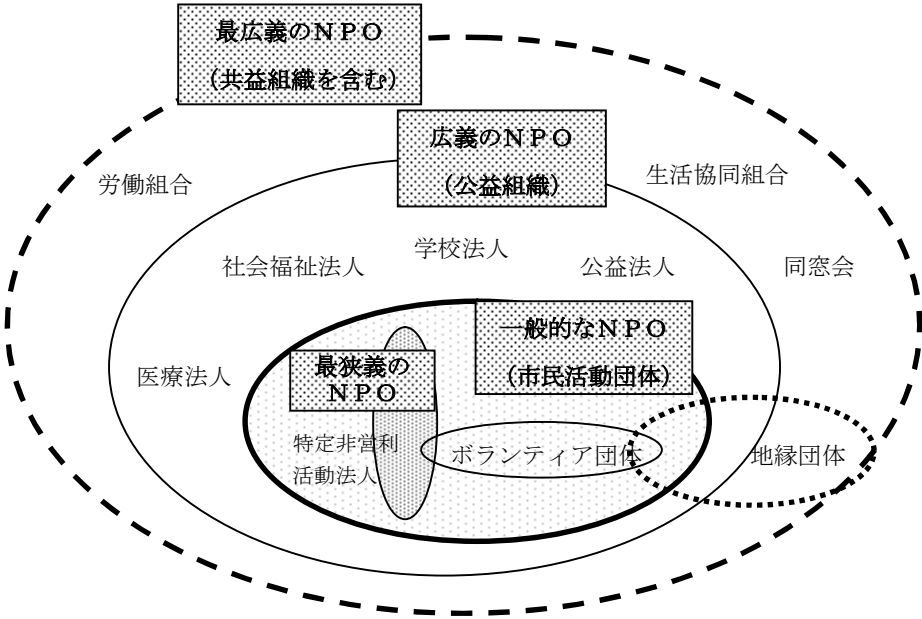
1. NPOの定義

そもそもNPOという言葉は「non-profit organization」（直訳すると「非営利組織」）に由来しているが、非営利セクター研究の権威であるジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授は、世界各地の非営利組織を国際比較するために、次の5つの要素に該当する組織を非営利組織と定義することとしている。

- ①非営利 (nonprofit) 事業によって得た収益を関係者に分配しないこと
- ②非政府 (nongovernmental) 政府ではないこと
- ③組織性 (formal) 組織の形態をとっていること
- ④自己統治性 (self-governing) 自律的運営を行っていること
- ⑤自発的結社性 (voluntary) 自発的な参加であること

この定義を日本にあてはめると、広義の意味では公益法人、社会福祉法人などもNPOと呼ぶことができるが、一般的には、行政から独立して市民が自主的に活動する動きに注目し、市民活動団体を指してNPOと呼ぶことが多い。また、狭義の意味では、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人のみを指すこともある。図表2は、市民活動団体(NPO)と行政のパートナーシップの在り方に関する研究会(事務局・自治省)による概念図を一部修正したものである。

図表2 多様なNPOの概念



千葉県が促進する「県民活動」とは、ボランティアを含む市民活動を指すものであり、NPOの概念においては、一般的なNPO(市民活動団体)を対象としている。そこで本稿においては、一般的なNPOの中でも、データ把握の可能な法人格を持った団体を取り上げることとし、日本についてはNPO法人を、アメリカについては内国歳入法(Internal Revenue Code)に基づく501(c)3資格を持つ団体を比較することとする。

2. 日米のNPO数と寄付金額の簡易比較

それでは、簡単に日米のNPOのデータを比較してみる。制度の違いがあるため、厳密な比較とは言い難い部分もあるが、おおよその違いが把握できるかと思う。

図表3 日米のNPO数（2010年）

項目	アメリカ	日本	アメリカ／日本	千葉県
NPO数	1,280,739	42,386	30.2	1,603
NPO数／人口 (1,000人あたり)	4.1	0.3	12.4	0.6
(日本における認定 NPO法人数※)	—	538	—	23

・千葉県の数は千葉市法人を含む。また、「※」は2013年10月末時点のデータ。

図表3は、2010年における日米のNPO数を比較したものであるが、先述のとおり、日本についてはNPO法人を、アメリカについては501(c)3資格を持つ団体を指す。その数は実に30.2倍もの差があり、人口比を考慮しても12.4倍の差があることがわかる。また、後述するが、501(c)3資格を持つ団体は、寄附金に関する税の優遇措置を受けることができ、日本において寄附金控除のあるNPOは、認定NPO法人と呼ばれている。認定NPO法人については、2010年の段階ではその数がとても少なく、また、2011年のNPO法改正により要件が緩和されたこともあり、図表3には2013年10月末時点のデータを掲載した。現在その数を増やしつつあるとはいえ、日本の寄附金優遇措置を受けられるNPOがいかに少ないかがわかる。

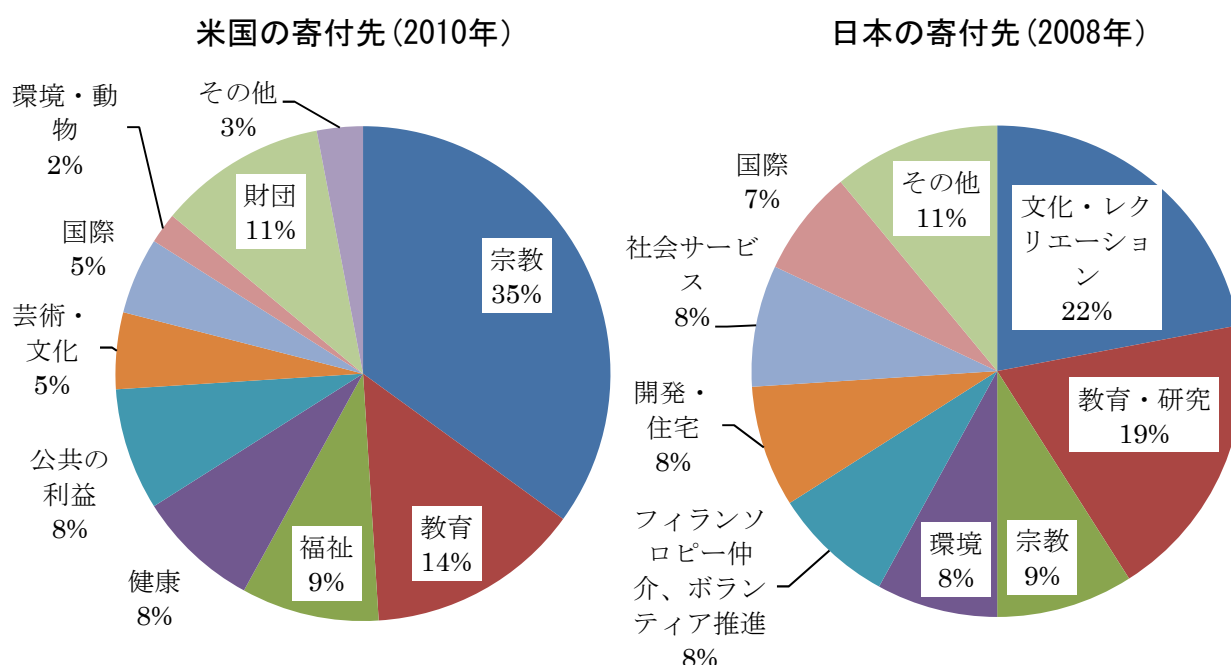
次に、NPOの主な活動資金となる寄付金に注目し、日米の寄付金額の比較をしてみる。図表4に2010年における日米の年間の寄付金額を示した。なお、1ドル=100円として計算している。

図表4 日米の寄付金額（2010年）

項目	アメリカ	日本	アメリカ／日本
寄付金額（個人、企業の合計）	22兆7,060億円	1兆1,829億円	19.2
寄付金額（個人、企業の合計）／名目GDP	1.57%	0.25%	6.4
寄付金額（個人）	21兆1,770億円	4,874億円	43.4
寄付金額（個人）／人口	68,461円	3,824円	17.9
寄付金額（企業）	1兆5,290億円	6,957億円	2.2

アメリカの寄付金額は個人、企業をあわせて22兆円超となっており、非常に規模が大きいことがわかる。特に個人の寄付においては、アメリカは日本の43.4倍と圧倒的な差があり、人口差を考慮してもその差は17.9倍である。アメリカでは、年間に一人あたり約6万8千円寄付をしているが、日本は約3,800円程度しかないということになる。日本は、これでも寄付金額が高まってきていると言われているが、アメリカにはまだまだ及ばないことがわかる。この寄付金額の差は、NPOセクターへの資金流入に繋がり、日米の社会貢献活動の差にも当然影響しているだろうことが容易に推測される。

なお、参考までに日米の寄付先の活動分野のグラフを掲載する。



3. 日米のNPOと税制の違い

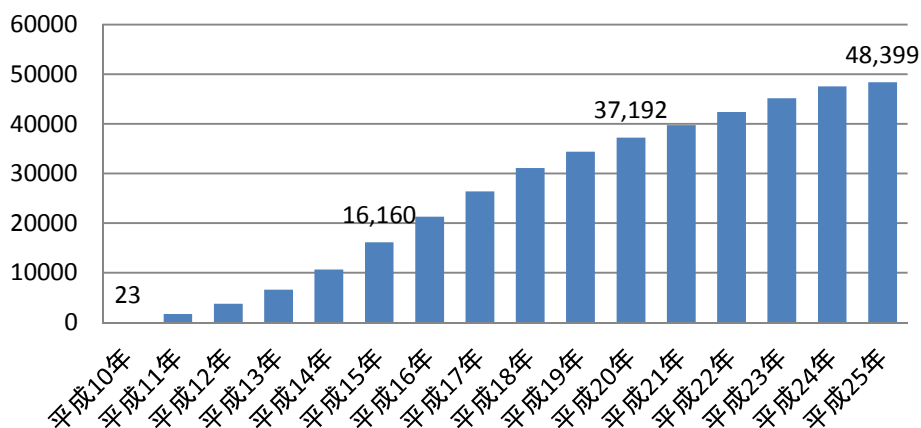
これらの日米の違いを生み出している原因は様々なことが推測されるが、ここでは日米の制度的な背景の違いについて簡単に説明する。

(1) 日本のNPOと税制

日本においては、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティアを中心とした市民活動の取り組みが注目されるようになり、それらの活動団体に対して法人格を与え

る特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」）が1998年12月に施行された。今年、2013年度はちょうどNPO法施行15周年にあたる。成立以降、国内のNPO法人は増え続けており、2013年10月末時点で48,399法人（千葉県内では1,910法人、うち千葉市法人が341法人）存在している（図表5）。

図表5 全国のNPO法人数の推移



NPO法制度は、情報公開を通じた市民による監督を制度の根幹と位置付けており、NPO法人は毎事業年度終了後に事業報告、財務諸表、役員名簿等を所轄庁に提出する義務があり、所轄庁はそれらの提出書類を一般市民に対して公開する義務が課せられている。千葉県においては、現在「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」というポータルサイトにて法人の基本情報や法定公開書類を公開しているところである。

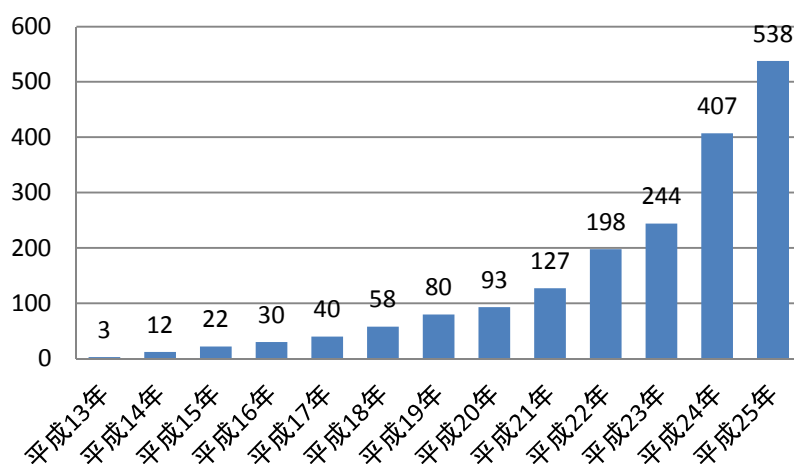
なお、提出義務のある財務諸表（活動計算書、貸借対照表、財産目録）について、NPO法で統一的な会計基準は定められておらず、NPO法人用の会計基準としては、NPOが主体となって作成した「NPO法人会計基準」に準拠することが望ましいとされている。しかし、法で義務付けられていないため、NPO法人ごとに準拠する会計基準にバラつきが生じてしまっているという現状がある。

税制について、日本のNPO法人は、法人税法上で定められた収益事業（34業種）に該当しない事業については、法人税が原則非課税となっている。つまり逆に言えば、収益事業に該当する事業については、その事業の目的が特定非営利活動であっても課税対象となる。

また、NPO法人には認定NPO法人制度があり、認定されたNPO法人は認定NPO法人と呼ばれる。認定NPO法人に対する個人や企業の寄付金についての税の優遇措

置が定められており、個人からの寄付については寄付金額の最大約50%について税額控除を受けることができる。認定NPO法人制度は平成13年に創設され、当時は国税庁が認定事務を行っていたが、制度の利用が少ないという課題があった。しかし、平成23年のNPO法改正（平成24年4月施行）により、認定の要件が緩和され、認定事務も所轄庁に移管されたことで、認定件数は着実に増加し、2013年10月末時点で538法人（千葉県内では23法人、うち千葉市法人が1法人）が認定NPO法人となっている（図表6）。

図表6 全国の認定NPO法人数の推移



（2）アメリカのNPOと税制

アメリカにおいては、NPOのはじまりは宗教団体の慈善行為にあったと言われてい
る。NPOが発展したのは1960年代、社会政策としてNPOに公共支出が振り分けら
れるようになり、NPOの財源は寄付金から政府補助金と政府からの業務委託に移行し
ていった。しかし、1980年代に入ると事情は一変し、レーガン政権の発足以降、NP
Oへの政府補助金や委託金は大幅に減少した。この結果、NPOは資金調達のために収
益の拡大をはかるようになり、いわゆる「事業型NPO」の発展を促すこととなった。
ジョンズ・ホプキンス大学の小林立明氏のレポートにて後述するが、現在、アメリカの
NPOの全収入に占める事業収入の割合は平均して約75%程度と言われている。

アメリカの寄付文化に寄与している要因のひとつが税制度である。アメリカではNP
Oと言った時に、一般的には内国歳入庁（Internal Revenue Service）により認定され
た税額控除資格501(c)3を得ている団体を指す。501(c)3とは、内国歳入法第501条(c)項
第3号の略であるが、内国歳入法第501条(c)項には第1号から第27号まで存在しており、
そこで列挙されている団体は免税団体とされる。免税団体には、慈善目的の団体のほか、

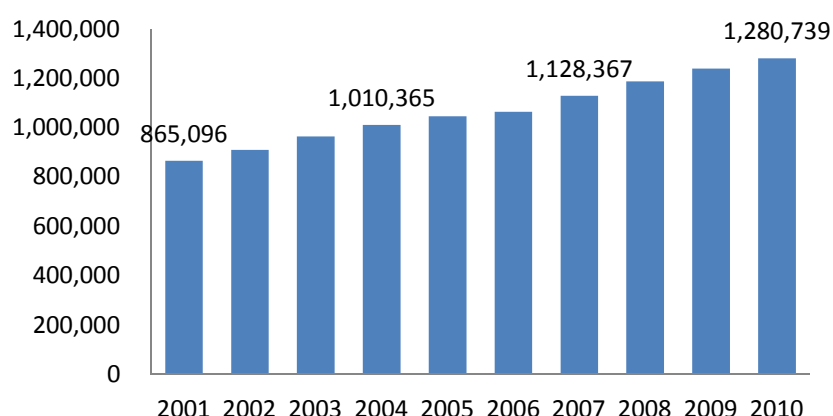
構成員の親睦、相互扶助などを目的とした共益団体、免税団体に対する支援を行う団体など性格を異にするさまざまな団体が含まれる。

免税団体の事業所得は原則として非課税となる。しかし、本来事業と関連のない非関連事業所得に対しては、法人税が課されるという仕組みになっている。これは、目的に沿った事業を行っても収益事業に該当すれば課税対象になってしまう日本のNPO法人とは異なる点である（ただし、日本の公益法人等については、アメリカの内国歳入法第501条(c)項と同様の非課税措置が採用されている）。

そして、連邦税法第501条(c)項の中でも、市民活動団体などが該当する501(c)3資格を得ている団体については、寄附者についての税の優遇措置がある。これは日本の認定NPO法人制度と同じで、個人、企業からの寄附について税の優遇措置であり、アメリカの場合は団体が2種類に分類され、個人からの寄附金は寄附金額の30%、あるいは50%まで所得控除を受けることができる。501(c)3資格を持つ団体は年々増加している（図表7）。

なお、501(c)3団体は毎年、内国歳入庁に対して「990フォーム」と呼ばれる年次報告書を提出する義務があり、提出されたフォームは内国歳入庁によってインターネット上で公開される。情報公開による監督を主旨とする点は日本のNPO法人制度と同じであるが、「990フォーム」では記入すべき勘定科目が決められており、どの団体も統一した基準での財務諸表の作成が義務付けられているという点で日本と異なっている。

図表7 501(c)3団体の数の推移



4. 参考資料

Giving USA 2011 Annual Report on Philanthropy for the year 2010 (米国の寄付金額、501(c)3団体数、寄付先の活動分野)

http://big.assets.huffingtonpost.com/GivingUSA_2011_ExecSummary_Print-1.pdf

Google Public Data Explorer (日本と米国の人口、データ元：世界銀行)

<http://www.google.com/publicdata/directory>

内閣府NPOホームページ (NPO法人数、寄付先の活動分野)

<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

内閣府ホームページ (日本と米国の名目GDP)

<http://www.cao.go.jp/index.html>

寄付白書 2012 Giving Japan 2012 要約 (日本の寄付金額)

http://jfra.jp/documents/GJ2012_summary.pdf

寄付白書2011 Giving Japan 2011 要約 (日本の寄付金額)

<http://jfra.jp/wp/wp-content/uploads/2012/01/summry.pdf>

Universum ホームページ (米国学生就職人気ランキング)

<http://universumglobal.com/ideal-employer-rankings/student-surveys/usa/>

市民活動団体 (NPO) と行政のパートナーシップの在り方に関する研究会 (2000)

「市民活動団体 (NPO) と行政のパートナーシップの在り方に関する研究報告」

岩田陽子 (2004) 「アメリカのNPO税制」レファレンス, 644, 30-42

神野直彦、牧里毎治 (2012) 『社会起業入門』ミネルヴァ書房